

建設汚泥の「自ら利用」に係る事務処理要領

第1条（目的）

この要領は、市内の建設工事から生じる汚泥（以下「建設汚泥」という。）の適正な再生利用を図るため、建設汚泥の「自ら利用」について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に沿って適正処理するために必要な処理手順を定め、産業廃棄物の減量化・再生利用を推進することを目的とする。

第2条（適用範囲）

この要領は、建設汚泥を発生現場内で中間処理し土質材料等の建設資材として利用できる性状としたもの（以下「建設汚泥処理土」という。）を、同一現場内で「自ら利用」する場合に適用する。

ただし、建設汚泥処理土は環境基本法に基づく土壤環境基準および土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準を満足しなければならない。

第3条（対象工事）

この要領で対象とする市内の建設工事とは、公共工事を原則とする。

ただし、建設工事に係る施工に関し管理能力等を有し、この要領に準拠することが可能と判断される工事（以下「その他の工事」という。）は、この要領に基づき建設汚泥を取り扱うことができる。

第4条（事前協議）

当該現場内で建設汚泥の「自ら利用」を行なう場合（公共工事については発注課（以下「発注課」という。）、その他の工事については元請け業者（以下「元請け業者」という。）は、事前に下記内容について産業廃棄物指導課と協議しなければならない。

- （1）工事の名称
- （2）工事の場所
- （3）工期
- （4）自ら利用実施期間
- （5）工事概要
- （6）建設汚泥の発生見込み量
- （7）建設汚泥処理土の使用見込み量
- （8）中間処理の方法
- （9）建設汚泥処理土の利用範囲（位置図、平面図等）
- （10）その他（現場写真等）

第5条（事前計画書の提出）

事前協議の後、発注課または元請け業者は、事前協議の内容を建設汚泥の「自ら利用」事前計画書（様式-1）に記入の上、産業廃棄物指導課まで提出しなければならない。

また、発注課は工事発注に際し特記仕様書等の設計図書で建設汚泥処理土の要求品質、規格、数量、中間処理の方法、利用範囲その他必要な事項を明示しなければならない。

第6条（審査基準）

建設汚泥の「自ら利用」を行うにあたっては、下記内容に適合していなければならない。

- （1）工事施工に関する基準（施工管理基準、共通仕様書、工事必携等）が整備されていること。
- （2）工事の実績があること。
- （3）工事の施工管理を行う人的体制があること。
- （4）中間処理は現場内で行い、同一現場内での「自ら利用」であること。
- （5）建設汚泥処理土の利用は、適用用途で要求される品質・規格・数量等を満足すること。
- （6）建設汚泥処理土の利用が确实（恒久的な利用）で、一時的な利用ではないこと。
- （7）生活環境保全上支障がないこと。

第7条（通知）

審査基準に適合している場合、産業廃棄物指導課は発注課または元請け業者に対して、審査済みシールを交付する。

第8条（報告）

発注課または元請け業者は、建設汚泥の「自ら利用」事前計画書に基づく工事完了後、建設汚泥の「自ら利用」完了報告書（様式-2）に下記内容の書面を添えて、速やかに産業廃棄物指導課に提出しなければならない。

- （1）出来形・品質管理及び写真管理項目（様式-3）
- （2）出来形管理表（様式-4）
- （3）その他（産業廃棄物指導課が指示する事項）

第9条（その他）

この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注課または元請け業者と産業廃棄物指導課で協議して定める。

（附 則）

1 施行日

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

2 改定

この要領は、必要の都度見直し改定する。